

船員の健康確保について

長時間にわたる労働に関する

面接指導の実施 ①

① 長時間にわたる労働に関する面接指導の実施

長時間労働は、脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることから、長時間労働となっている船員については、医師による面接指導につなげ、船員の心身の健康を保つことが必要である。

このため、船舶所有者（常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に限る。以下⑤までにおいて同じ）に対し、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1カ月当たり80時間を超える者であつて、疲労の蓄積が認められる船員に対する医師の面接指導を義務づけることとしたこと。

② 長時間にわたる労働に関する面接指導結果の記録の作成等

船舶所有者は、①の面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならぬこととしたこと。

③ 長時間にわたる労働に関する面接指導結果についての医師からの意見聴取

船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならぬこととしたこと。

④ 長時間にわたる労働に関する面接指導実施後の措置

船舶所有者は、③の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じなければならぬこととしたこと。

（続）

〔ファクスだより〕

2023年2月3日(金曜日)